

安全就業だより第265号

安全就業対策委員会

令和5年5月10日発行

当センター内で

刈払機による事故が発生しました！

事故概要

| 発生日時 | 場所 | 事故状況 |
|------|--------|--|
| 5月1日 | 除草作業現場 | 自治会敷地内を除草作業中、誤って刈払機で石を撥ね、向かいに停めてあった自動車の窓ガラスを破損させた。 事故当時、飛び石対策の飛散防止ネットは張っていなかった。 |
| 5月2日 | 除草作業現場 | 自治会敷地内を除草作業中、誤って刈払機で石を撥ね、向かいに停めてあった自動車の窓ガラスを破損させた。 事故当時、飛び石対策の飛散防止ネットは張っていなかった。 |

今回の事故は、刈払機を使用した作業にも関わらず防護ネットを張るのを怠ったために起きた事故です。慣れた作業でも十分に注意するよう心がけましょう。

いくら対策を講じても起こってしまう事故ですが、今回のケースのような事故は防ぐことができましたはずです。作業者の皆さん一人一人が安全意識を常に持ち、お互いに声をかけながら作業にあたるよう心がけましょう。



刈払機の事故に注意しましょう

草が伸びて、刈払機を使う機会も多くなってくる時期です。刈払機を使う仕事に就業されている方や個人的に使用する方は、取扱いに十分注意するようお願いいたします。

- (1) ヘルメット、保護眼鏡、防振手袋等の保護具の着用を忘れずにしましょう。
- (2) 作業前には、作業現場の下見（異物がないかどうか等）をしっかりと行いましょう。
- (3) 適度に休憩をはさみながら作業しましょう。
- (4) 飛散防止のネットを使用し、石などが飛び散らないようにしましょう。
- (5) 作業者自身の安全のため、飛散防止カバーは確実に取りつけるようにしましょう。

5月は自転車月間です



自転車の交通ルール等について、再度見直してみませんか？

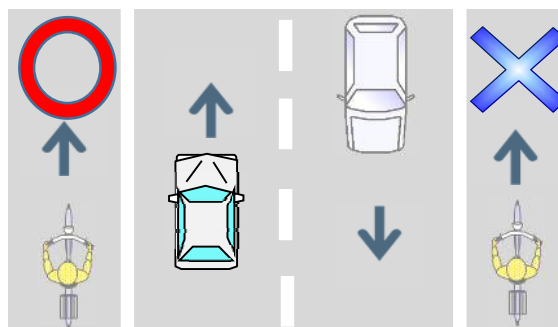
① 自転車は「**車道**」が原則、歩道は例外



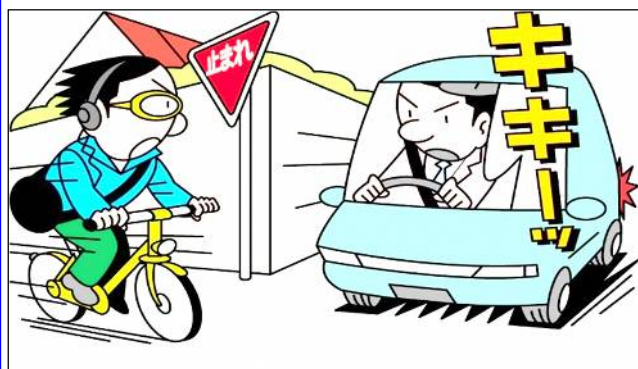
【例外について】

- 歩道通行可の標識あり
- 幼児・児童や70歳以上の者
- 安全な通行を確保するため、やむを得ないとき

② 車道は**左側**を通行



③ 交差点での**出会い頭**に注意



④ **ヘルメット**を着用



⑤ 安全ルールを守る

- 飲酒運転の禁止
- 二人乗りの禁止
- 並進の禁止
- 夜間はライトを点灯
- 信号を守る
- 交差点での一時停止と安全確認

⑥ 点検整備と保険への加入

- 年に一度は自転車の点検整備を受けましょう！
- 万が一の交通事故に備え、自転車保険（損害賠償責任保険等）へ加入しましょう！